

1. 件 名：緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合に向けたヒアリング（緊急時活動レベル等に関する中長期課題について）

2. 日 時：令和2年8月19日 17:00～19:21

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室 児玉企画調整官、平野補佐、岡村係長
シビアアクシデント研究部門 小城調査官

原子力エネルギー協議会 副長

（以下テレビ会議システムによる出席）

関西電力株式会社

原子力事業本部 危機管理グループ 担当者

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ グループリーダー他2名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ長他3名

原子力エネルギー協議会 副部長

5. 要 旨

○中長期課題の事業者意見について

原子力エネルギー協議会、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社（以下「ATENA等」という。）より、第5回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合において依頼した中長期課題の事業者意見について、資料1及び2に基づいて説明があった。

原子力規制庁より、第7回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合において、事業者意見を含めて中長期課題を整理して提示し、検討すべき事項や対応時期等について議論する旨を伝えた。なお、会合用の資料として使用する場合、資料1の概要の記載では内容が分かりにくく、資料2の参考資料と合わせて記載の見直しが検討できないか伝えた。

ATENA等より、資料は会合に向けて記載を見直すとのことだった。

○事業者防災業務計画の変更概要について検討状況について

ATENA等より、資料3に基づき、事業者防災業務計画の変更概要について検討状況の説明があった。

この中で、令和2年度第16回原子力規制委員会（令和2年7月15日）資料5について以下の確認があった。

①EAL25（電源供給機能の異常（交流電源喪失））の常設電源設備について、事業者によって容量が様々であることから、解説等で条件をつけるべきとの意見があった。

②EAL52（事業所内通信設備又は外部への通信設備）について、個別に確認としている意図について確認があった。

原子力規制庁より、以下の様に回答した。

①委員会資料にあるとおり、重大事故等への対応に必要な容量を満たしていることが条件であり、内規に明記することを検討する

②防災業務計画の修正に合わせて、発電所ごとに、より詳細な判断基準（例えば、所内通信状態であれば、通信の区間、通信機器や手段、通信に必要な要員数など）を社内規定等で定めているかについて、確認することを意図している。

6. その他

配布資料：資料1 現行のEAL判断基準や特重施設等を考慮した判断についての意見（原子力エネルギー協議会）

資料2 （参考）「現行のEAL判断基準や特重施設等を考慮した判断についての意見」補足説明（原子力エネルギー協議会）

資料3 特重施設等のEAL反映に伴う事業者防災業務計画の変更概要（原子力エネルギー協議会、関西電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社）